

## 高等教育修学支援新制度による授業料等減免の認定申請 及び現行（旧）制度の経過措置による授業料減免申請

### ● 対象者

- ・ 給付型奨学金の申込を行った者（在学予約）または給付型奨学金の申込を希望する者（在学採用）
- ・ 現行の授業料減免制度の適応を受けていた本学学部学生のうち、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料等減免制度の対象外または支援額が減少する者（見込みを含む）

### ● 申請時の提出書類

選考に際し、申請者の属する世帯全員の収入金額等を参考に行いますので、下記の書類を提出してください。なお、提出していただいた個人情報授業料減免選考以外の目的で利用することはありません。

#### 1. 授業料減免申請書類

下表から自分が提出する様式（A様式・様式1のいずれか、または両方）を確認すること。

また、下表 No.4・No.9 に該当する場合は、併せて様式12を提出すること。

No.	2019年度授業料免除の支援	2020年度修学支援新制度の申込	2020年度の状況見込／希望等	提出様式
1	受けている	行った	支援が拡充する見込み	A様式のみ
2			新制度対象外になる可能性が有る場合	A様式 + 様式1
3			支援額が減少する可能性が有る場合	A様式 + 様式1
4		行っていない	明らかに新制度の対象外である場合	様式1 + 様式12
5		新制度の手続きを忘れていた場合	A様式 + 様式1 ※新制度在学採用申請	
6	受けていない	行った	現行制度の支援を希望する場合	A様式 + 様式1
7			現行制度の対象ではない場合	A様式のみ
8		行っていない	新制度の手続きを忘れていた場合	A様式のみ ※新制度在学採用申請
9			新制度の対象外で現行制度の支援を希望する場合	様式1 + 様式12

#### 2. 経済状況申告書（様式5）\*

#### 3. 世帯全員の住民票\*

#### 4. 世帯全員の平成30年及び令和元年分所得に関する証明書\*（未就学児・就学者（大学院生は除く）は不要）

※ 平成30年分の証明書：市町村役場発行の「所得証明書」（収入がない場合は「非課税証明書」）

※ 令和元年分の証明書：確定申告書の写し（収支内訳書を含んでおり、納税署の受付印のあるもの）

及び源泉徴収票（確定申告をしていない場合は源泉徴収票のみ）

※ 臨時収入がある場合：収入の内容が記載された書類

#### 5. その他添付書類\*

別添一覧を参照のうえ、該当するものを全て提出

\* 2、3、4、5の書類は、様式1を提出する申請者（No.2・3・4・5・6・9）のみ必要。

## ● 申請書類の提出について

提出場所 : 学生課学生支援係 (☎077-548-2072)

提出期限 : 令和2年2月28日(金)午後5時

## ● 減免決定の時期及び通知方法

決定時期 : 6月下旬(予定)

※新制度による支援額が決定した後に、経過措置による支援額を決定します。

※ただし、在学採用の場合は7月下旬(予定)

通知方法 : 郵送

## ● 注意事項

1. 書類は楷書書きで丁寧に記入してください。記入漏れ、判読困難等によるものは、不備として選考から除外する場合があります。
2. 故意に、記載内容を事実と相違させていると判断した場合、免除許可決定後でも取り消します。
3. 免除不許可となった者は、原則として授業料を一括納入することとなっています。なお、一括納入が困難と思われる者は、「授業料徴収猶予許可願(様式2)」と「経済状況申告書(様式5)」を提出することで、9月末日までの授業料徴収猶予に申請することができます。

### 様式1を提出する申請者

1. 特別な理由がなく、最短修業年限を超えて在学している者及び前年度と同学年に引き続き在籍している者は、申請資格がありません。
2. 次のいずれにも該当する者については独立生計者と認定し、本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)の1年間の総所得金額で判定します(様式6を提出すること)。
  - ①所得税法及び医療保険制度上、父母等の扶養親族でない者
  - ②父母等と別居している者
  - ③本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明の発行が可能な者
3. 申請者は減免の可否が決定するまでは、授業料の納付が猶予されます。ただし、可否の決定までに授業料を納付した場合は、減免の対象となりませんので十分注意してください。
4. 授業を受けない期間が相当期間ある場合は、減免不適格となることがあります。

### A 様式を提出する申請者

1. 新制度による授業料減免の支援対象者の認定要件は、給付型奨学金のそれと同一であるため、給付型奨学金制度における認定を受けた者は授業料減免対象者として認定を行います。大学は、日本学生支援機構のシステムから支援区分を確認し、認定結果を本人に通知します。
2. 新制度による支援対象者には、修学支援法に基づく適格認定、学業成績の基準及び学籍異動等に伴う認定の取消しや効力の停止があり、給付型奨学金制度によるそれと同一であるためご留意願います。該当者には大学より本人に通知します。

以上

## ◎ 該当者が提出する書類（※本学所定用紙以外は写しでよい）

条件	提出書類
下宿等している場合	○アパートの契約書
アルバイトをしている場合	○アルバイト等収入届（様式7）
学資負担者が死亡した場合	○死亡証明書等 ○保険金・退職金等の支払証明書 ○遺族年金等の受給を明らかにする書類
学資負担者等が風災害等の被害を受けた場合	○罹災（被災）証明書、盗難届証明書 ○罹災、盗難により必要とした経費の証明書等
障害のある者がいる場合	○身体障害者手帳、戦傷病者手帳、医師の診断書等
長期に療養を要する者がいる場合	○入院証明書、医師の診断書、介護保険証等 ○治療費・入院費等の領収書、支払証明書 ○健康保険組合等から療養費の補てんを受けた場合はその領収書等
主たる生計維持者が別居している場合	○生活費（住居費、光熱・水道料、家具・家事用品の1ヶ月分）の明細 ○直近6か月の領収書
年金の受給者がいる場合	○源泉徴収票、年金支払通知書、年金改定通知書
就職・転職した者がいる場合	○年収見込証明書、給与支払証明書、給与支給明細書（直近3か月分）
退職（予定）者がいる場合	○退職証明書（辞令等） ○退職金支給（予定）証明書、退職金源泉徴収票
病気等により休職している給与所得者がいる場合	○傷病手当金通知書等
失業給付金の受給者がいる場合	○雇用保険受給資格者証
生活保護世帯である場合	○保護決定（変更）通知書
兄弟姉妹が国立学校に在学している場合	○授業料免除状況証明書（様式8）
兄弟姉妹が国立学校以外に在学している場合	○在学証明書又は令和2年4月1日以降有効なことが証明できる 学生証（写）（高等学校までは不要）
独立生計者である場合	○独立生計申立書（様式6）
奨学金（給付型）を受給している場合	○奨学金の受給（2018年分）を確認できる書類
農業・漁業・畜産業等において奨励金、補助金等を交付された場合	○当該奨励金、補助金等の金額がわかる書類